



国民年金で安心できる人生航路を！

国民年金制度ができて、この3月で満15年が経ちますが、今だに「国民年金なんて」と関心を示さない人っています。長い人生航路の行手にはどんな障害が待ち受けているかわかりません。その

ときになって、しまった！とあわてたり、若いときに加入しておけばよかった！と後悔してもはじまりません。今すぐにでも加入して、安全きっぷを先取りしておきましょう。

知っていますか？あなたの国民年金

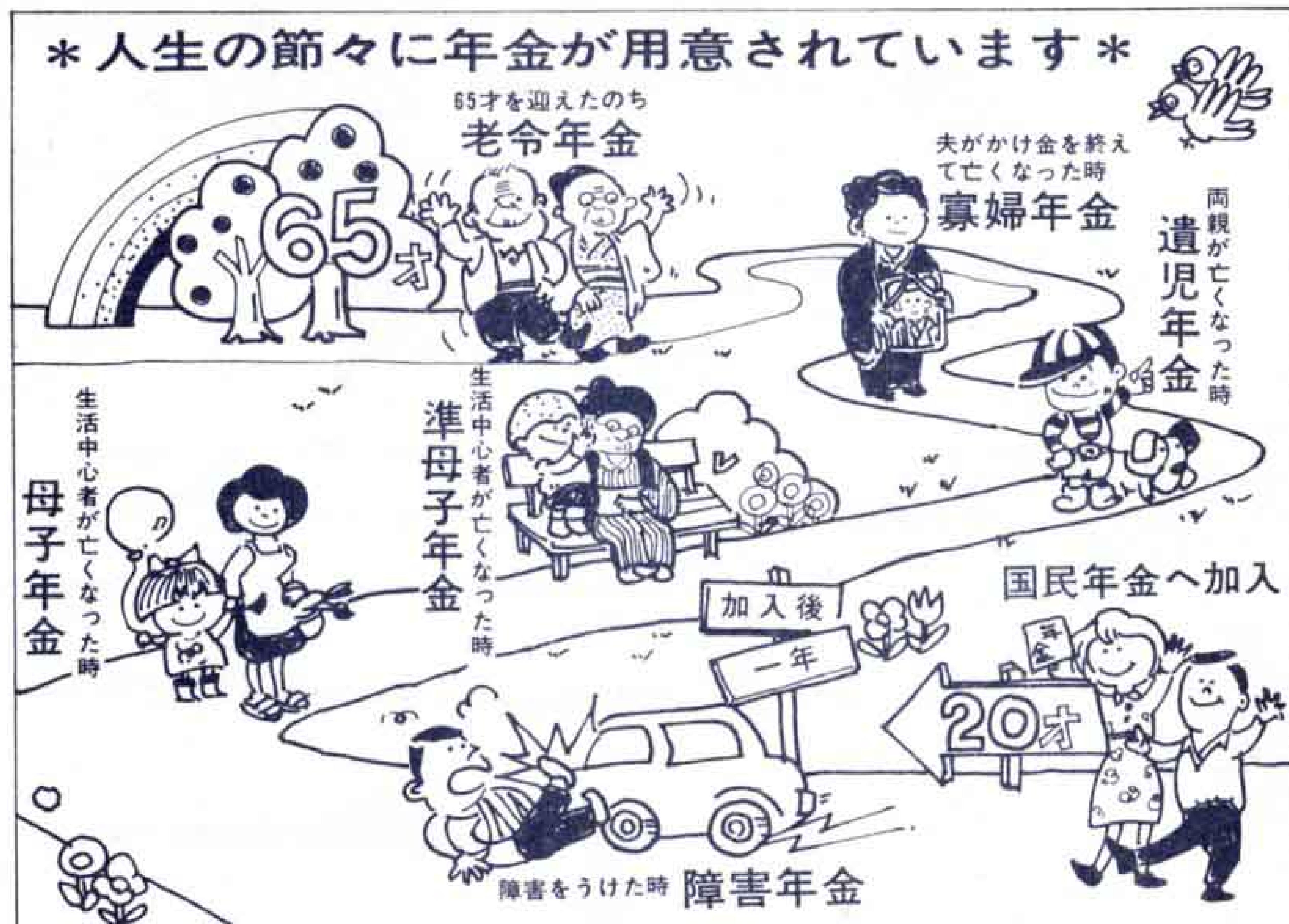
わたしたちが将来、歳をとって収入が無くなったり、けがや病気で働けなくなったり、一家の生計の中心であるご主人が亡くなったりしたとき何らかの保障もなかったらどうでしょうか。汗水流して貯めた貯金だけに頼らなければならぬとしたらこれほど不安なことはありません。このようなときに手助けとなるのが国民年金です。そこで、すべて人の生活の安定をはかるため昭和36年4月国民年金制度が発足しました。

国民年金に当然加入すべき人が加入していないかったり、加入していても保険料を納めていないために年金を受けられることのないようにしましょう。

国民年金制度とは…

国民年金制度には、大きく分けて次の2種類があります。

- 拠出制年金（保険料を納めて、将来年金を受ける）
- 福祉年金（保険料を納めないので、年金を受ける）



〈拠出制年金について〉

これは、若いときから保険料を積立て将来、年金を受けようというものです。

(保険料を) 納めるから (年金を) 受けられるのです

■加入できる人

この制度に加入できる人は日本国内に住所がある20才から60才までの



日本国民で、公的年金制度（厚生年金や共済組合等）に加入していない人です。また、この制度は法律によ

って当然加入（強制加入）しなければならない人と本人の希望（任意加入）により加入する人に分れています

■国民年金に加入する時点

昭和16年4月以後に生れた人で一度も会社等に勤めたことのない人	20才の時から加入
〃 会社等に勤めたことのある人	会社等を退職したときから
昭和36年4月以後に一度も会社に勤めたことのない人	昭和36年4月1日（国民年金発足当時から）
〃 会社等に勤めたことのある人	会社を退職したときから

■希望加入する人（任意加入）

御主人が厚生年金共済組合等の制度のある事業所に勤務している方の奥さん	届出した日から加入します
すでに年金を受けている方、受ける権利のある方とその奥さん	
大学生	

■保険料の納付

国民年金に加入しますと保険料を納めていただきます。保険料は60才まで納めていただきますが、1か月の保険料は右の表のとおりです。

■納付の方法

市役所から発行する納付書により3か月に1回納期限までに市内の指定金融機関（銀行、信用金庫、農協）に納めます。

■納期限

4月～6月 分	6月末日	10月～12月	12月末日
7月～9月 分	9月末日	1月～3月	2月末日

*国民年金に加入して、保険料の未納期間があるとその期間については

納付月	1カ月の保険料
49年3月以前	時効により納付できません
49年4月～49年12月	900円
50年1月～50年3月	1100円
50年4月～51年3月	1100円
51年4月～52年3月	1400円
52年4月～53年3月	2200円

2年経過すると時効になり納めることができなくなります。そのため年に年金を受ける権利がなくなり、年金が少くなったり不利になることがありますので納期限までにかならず納めてください。

■付加年金

国民年金には、高い保険料を納めてもよいから将来、高い年金を受けたいという人のために希望で加入することができる付加年金制度があります。この制度に加入しますと申込みの月から納めていただくことになり、1か月の保険料に400円が加算されます。したがって1か月の掛金は定額保険料1,400円に付加保険料400円を加えた1,800円となります。

*農業などで農業者年金に加入している人は、この付加年金にかならず加入しなければなりません。

- ・当然加入する人（強制加入） 農業、商店、医師等の自営業の人とその家族、家事手伝いなどの人が当然加入する人です。

■付加される金額

（定額年金に下記の年額が加算して支給されます）

10年間納付したとき	24,000円
20年間 〃	48,000円
25年間 〃	60,000円
40年間 〃	96,000円

■保険料の免除

国民年金は長い期間、保険料を納めなければなりません。その間に、生活に困り保険料を納めることが困難になることもあります。このようなときには保険料免除の制度があります。この制度に該当する人は次の人物です。

- ・生活扶助を受けている人
- ・障害年金を受けている人
- ・障害福祉年金、母子福祉年金を受けている人

以上の人には法律で免除することが定められています。

- ・収入がなく生活に困っている人は

次ページへつづく↗

老齢年金・通算老齢年金の受給資格期間の特例	
大正 5.4.1以前	10年
〃 5.4.2～大正 6.4.1	11年
〃 6.4.2～〃 7.4.1	12年
〃 7.4.2～〃 8.4.1	13年
〃 8.4.2～〃 9.4.1	14年
〃 9.4.2～〃 10.4.1	15年
〃 10.4.2～〃 11.4.1	16年
〃 11.4.2～〃 12.4.1	17年
〃 12.4.2～〃 13.4.1	18年
〃 13.4.2～〃 14.4.1	19年
〃 14.4.2～〃 15.4.1	20年
〃 15.4.2～昭和 2.4.1	21年
昭和 2.4.2～〃 3.4.1	22年
〃 3.4.2～〃 4.4.1	23年
〃 4.4.2～〃 5.4.1	24年
〃 5.4.2以後に生まれた人	25年

本人の申請により免除されます。
※免除を受けた人も将来、老令年金や不慮の事故などによる年金が受けられますが、老令年金を受けるときに免除された期間については年金額が低く計算されます。そこで免除を受けてから10年以内にそのときの保険料で免除された期間を納めて平常の年金を受けることもできます。この免除することができる人は強制加入者の人だけで、任意加入者は対象になりません。

■物価スライド制

市民の多くは、今までインフレによって非常にいやな経験をしてきましたが、国民年金制度は今後インフレがおこった場合、経済変動とともに年金額を改定することが法律によって義務づけられているため、心配ありません。昭和48年度の国民年金法改正によって、毎年度、その年度平均の全国消費者物価指数が前年度と比較して5%以上の場合には年金額もその比率だけ高下させて年金の目減りを防ぐ物価スライド制が実施されています。そのほか、少くとも5年ごとに物価や生活水準などの変動に見合って手直しする政策改定も行われますので万全です。

■国民年金の給付内容

●老令年金

老令年金を受けるには、保険料を納めた期間または、免除された期間を合せて25年以上になれば支給されます。しかし、国民年金は昭和36年4月発足したため25年間納付することができない人があります。このため、年令に応じて（明治44年4月2日以後昭和5年4月1日までの間に生れた人）10年から24年に短縮されて、この年数だけあれば年金が受けられるようになっています。

老令年金の支給開始は……

老令年金は65才から支給されます

が、本人の希望により繰上げ請求によって60才からでも受けられます。この場合は65才から受ける年金額より減額して支給され、終身かわりません。

■繰上げ支給率

請求した年令	支 給 率
60才	58%
61才	65%
62才	72%
63才	80%
64才	89%

老令年金額（65才）	
10年間納付	246,000円
25年間納付	390,000円
40年間納付	624,000円

※老令年金は、昭和46年4月からすでに支給がはじまっており、現在、富士市で約4200人が自分の掛金した年金を受けています。

●通算老令年金

厚生年金、共済組合などの年金に加入していた人が、中途で退職して国民年金に加入したり、また、中途で就職して厚生年金に加入したようなとき、それぞれの制度だけでは年金が受けられるだけの年数がない人（厚生年金=20年、国民年金=25年）でも、両方の年金制度を通算して一定年数（25年以上）がある場合に支給される年金です。

他の制度と合算して25年ある人

厚生年金	共済組合	国民年金
------	------	------

他の制度で年金をうけられる人

厚 生 年 金	國民年金
---------	------

高齢者の特例

國民年金	厚生年金
------	------

退職してサラリーマンと結婚した妻

厚生年金	國民年金（被用者年金加入者の配偶者期間）
------	----------------------

-25年-

※退職の際、脱退手当金を受けてしまうと通算されなくなりますので、ご注意下さい。また、任意加入しているサラリーマンの奥さんで、加入期間が25年にならない人でも、ご主人の厚生年金加入期間と合せて25年以上になれば年金が支給されます。（年金額は厚生年金、国民年金それぞれ加入した月数により別個に計算され、別個に支給されます。）

●障害年金

国民年金加入期間中に病気やけがにより障害者となられたとき、その程度により支給されます。

受けられる要件は……

病気、けがになって初めて医師の診断を受けるまでの1年間以上の保険料を納めてあり（保険料免除期間があるときは3年）発生してから3年経過したときの障害の程度が国民年金で定められた等級に該当しているとき

年金額 1級	495,000円 (月額41,250円)
2級	396,000円 (月額33,000円)

1 級	2 級
両腕切断、両足切断、全盲、全ろうまたは結核、精神病などで日常生活が自分で全くできない程度	片腕切断、片足切断または結核、精神病などで日常生活に著しい不自由をきたす程度

（注）障害の種類や程度は、この他にたくさんありますから、市役所で聞いてください。

●母子年金

国民年金の保険料を納めている妻が夫と死別し、死亡する前の最近の1年間の保険料を納めてあり、18才未満（20才未満の障害者の子）の子供がいるとき、その子供が18才になるまで受けられます。

年金額 基本年金額	396,000円 (月額33,000円)
-----------	-------------------------

加算額 2人目から1人に
つき24,000円（第
2子）4,800円（第
3子）

●準母子年金

最近の1年分以上の保険料を納めている祖母や姉が、一家の働き手であった祖父や父などを亡くして18才未満の孫や弟妹と一緒に生活しているときの年金額は母子年金と同じです。

●遺児年金

国民年金の保険料を納めている両親が死亡したとき、18才未満（20才未満の障害者）の子供に支給されます。

富士市の国民年金加入者と受給者

1、拠出年金の加入状況

強制加入者数	任意加入者数	合 計
28,203人	15,175人	43,378人

2、拠出年金の給付状況

区 分	老令（通老）	級	障害	母子	遺児	寡婦	合 計
受給者数	4,114人	1/2	111人 68人	217人	8人	51人	4,569人

3、福祉年金受給状況

区 分	老 令	級	障 害	母 子	合 計
受給権者数	5,866人	1/2	620人 163人	2人	6,651人
受 給 者 数	4,685人	1/2	573人 150人	2人	5,410人

〈福祉年金について〉

国民年金制度は保険料を納める拠出制年金が中心となっていますが、このほかに無拠出制の福祉年金があります。この年金は昭和34年11月に支給が開始され、発足当時すでに高令者や障害者だった人達のために設けられた制度です。この年金は、全額国が負担するため①本人の所得制限②配偶者の所得制限③扶養義務者の所得制限があり、また、他の公的年金を一定額以上受けているときは支給が停止されます。

■給付の内容

●老令福祉年金

明治44年4月1日以前に生れた人で拠出制国民年金に加入しなかった人が70才になったとき支給されます。年金額は162,000円（月額13,500円）で、この年金を受けることのできる

人は、限られており、明治44年4月2日以後に生れた人は拠出制年金に加入していなければ何の年金も受けることができません。

●障害福祉年金

昭和36年4月1日以前に日常生活の用を自分ですることができない程度の障害の状態になっている人。20才以前に障害になっている人や明治44年4月1日以前に生れた人で障害になっている人に支給されます。

年金額 1級 243,600円
(月額20,300円)

2級 162,000円
(月額13,500円)

●母子福祉年金

昭和36年4月1日以前に夫と死別し中学校卒業前の子を育てている妻に支給されます。また、国民年金に加

10年以上婚姻関係にある妻に対し60才から65才までの間支給されます。

年金額は、夫が受けるはずであった老令年金額の半額です。

●死亡一時金

国民年金の保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡したときに、その人の遺族（両親、配偶者、兄弟姉妹、孫）で生前その人と一緒に生活していた人に一時金が支給されます。

25年以上～30年未満	36,000円
30年以上～35年未満	44,000円
35年以上	52,000円



入して1年未満で夫と死別した妻が16才未満の子を育てているときにも支給されます。（ただし、他の年金制度から遺族年金を支給されるときは該当しません）

年金額 基本額 211,200円
加算額 2人目から1人に
つき24,000円（
第2子）4,800円
(第3子)

※昭和52年4月からは17才未満に、昭和53年4月からは18才未満に引き上げられる予定です。

■くわしいことは、市役所市民部保険年金課へご相談ください。

電話51-0123 内線261～264